

○北中城村雨水利用促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、雨水貯留槽及び雨水浸透ます（以下「雨水貯留施設」という。）を設置し、又は浄化槽を雨水貯留施設に転用して、雨水の有効利用を行う者に対し、雨水利用促進補助金を交付することにより、雨水利用を促進し、村における濁水及び洪水の防止、防災対策の推進並びに地域水循環の再生を図り、もって都市の安全性と快適な都市環境の創造に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水貯留施設 敷地内に降った雨水を貯留する雨水貯留槽及び雨水浸透ますに関連する給排水設備で、雨水を中水道等として利用するための施設をいう。
- (2) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽で、同法第5条第1項の規定による設置等の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けたものをいう。
- (3) 排水設備 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備で、北中城村下水道条例（平成9年北中城村条例第6号）の定めるところにより設置するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は（以下「補助対象者」という。）島袋地域の一部区域内（別紙1）において雨水貯留施設を設置し、又は排水設備を設置することにより不要となった浄化槽を雨水貯留施設に転用するための改造工事（以下「改造工事」という。）を自ら行う者とする。補助金対象者については、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金工事を行う建物の所有者若しくは居住者又は土地の所有者
- (2) 国、県又は村の他の同様な制度による補助又は扶助を受けていないこと。
- (3) 申請者及びその属する世帯構成員が、村税、国民健康保険税（又は後期高齢者医療保険料）、及び村水道料金を滞納していないこと。
- (4) 第1号に規定する建物又は土地の所有者が申請者と異なる場合は、当該建物又は土地の所有者の同意を得ていること。

2 建物又は土地の所有者の名義が共有している場合は、共有者のうち1人に補助金

を交付するものとする。

- 3 前項の規定に関わらず、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項に基づき、下水道事業について管理者の職務を行う村長（以下「管理者」という。）が認めた場合は、補助金対象者とすることができる。

（補助金額）

第4条 補助金は、雨水貯留施設の設置又は改造工事1件につき50,000円とする。ただし、要した費用の額が50,000円未満の場合はその要した費用の額とし、1万円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

- 2 補助対象となる雨水貯留施設を設置する場合は、有効貯水量1立方メートル以上とし、1世帯（同居世帯は1世帯とみなす。）につき1施設とする。

- 3 第1項に規定する交付金は、重複して交付を受けることができない。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ北中城村雨水利用促進補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して毎年12月28日までに、管理者に提出しなければならない。

- （1） 設置場所の案内図
- （2） 工事見積書（雨水貯留槽及び雨水浸透ます又はポンプの購入金含む。）
- （3） 村税等納付状況調査（照会）同意書（様式第2号）
- （4） その他管理者が必要と認める書類

（交付決定通知）

第6条 管理者は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

- 2 管理者は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、北中城村雨水利用促進補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付しないと決定した者に対しては、北中城村雨水利用促進補助金交付金不交付決定通知書（様式第4号）により、それぞれ通知する。

（変更承認の申請等）

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象となった事業（以下「補助事業」という。）の申請内容を変更する場合又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、北中城村雨水利用促進補助金変更承認申請書（様式第5号）を管理者に提出しその承認を受けなければならない。

2 補助決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに管理者に報告してその指示を受けなければならない。
(完了報告及び完了検査)

第8条 補助対象者は、補助金に係る工事が完了したときは、速やかに管理者へ報告し、申請年度の1月末日までに当該工事の完了検査を受けなければならない。北中城村雨水利用促進補助事業完了報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付し、管理者へ提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る工事契約書又は領収書の写し
 - (2) 工事写真(着手前、施工中、完了後)
 - (3) その他管理者が必要と認める書類
- (交付額の確定)

第9条 管理者は、前条の規定により提出された完了報告書を審査し、交付事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに交付金の交付額を確定し、北中城村雨水利用促進補助金交付額確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(交付金の交付)

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、北中城村雨水利用促進補助金交付請求書(様式第8号)を管理者に提出するものとし、管理者は、この請求に対し交付金を交付するものとする。

(交付金交付の取消し)

第11条 管理者は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、補助金の交付の決定を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に基づく補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 全各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当と認められる事実があったとき。

2 管理者は、前項の取消しを行った場合には、北中城村雨水利用促進補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の還付)

第12条 管理者は、前条の規定により補助金の交付の全部又は一部を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(様式の特例)

第13条 管理者は、この規則に定める様式により難い事情があると特に認めるときは、その都度これを変更することができる。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の北中城村雨水利用促進補助金交付要綱によってした処分、手続その他の行為は、この要綱による相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(要綱の廃止)

3 北中城村雨水利用促進補助金交付要綱（平成28年4月1日訓令第8号）は廃止する。

様式第1号(第5条関係)

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

北中城村長 様

(申請者)

住所:

氏名:

印

電話:

北中城村雨水利用促進補助金交付申請書

雨水貯留施設を設置し、又は浄化槽を雨水貯留施設に転用して、雨水の有効利用を行いたいので、北中城村雨水利用促進補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 設置場所	北中城村字
2 施設の種別	1 雨水貯留施設を設置 2 浄化槽を雨水貯留施設に転用
3 雨水貯留施設を設置 又は浄化槽を雨水貯留施設に転用する金額	金 円也
4 住宅等所有者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 共有(人) <input type="checkbox"/> その他
5 建物所有者の承諾 (借家の場合)	上記申請者が行う(雨水貯留施設の設置・改造工事)に同意します。 【同意書】 住所: _____ 電話: _____ 氏名: _____ 印
6 土地所有者の承諾	上記申請者が行う(雨水貯留施設の設置・改造工事)に同意します。 【同意書】 住所: _____ 電話: _____ 氏名: _____ 印
7 着工予定年月日	年 月 日
8 設置完了年月日	年 月 日

○添付書類

- (1)設置場所の案内図
- (2)工事見積書(雨水貯留施設又はポンプの購入金含む。)
- (3)村税等納付状況調査(照会)同意書(様式第2号)
- (4)その他村長が必要と認める書類

※お申し込みの締め切りは、12月28日までとなっておりますのでご注意ください。(但し、28日が休日等にあたる場合はその前の開庁日までとなります。)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

年 月 日

北中城村長 様

(申請者)

住 所 :

氏 名 :

電 話 :

印

村税等納付状況調査 (照会) 同意書

北中城村雨水利用促進補助金の交付を申請するにあたり、北中城村雨水利用促進補助金交付要綱第 3 条第 1 項第 3 号に定める事項に関し、私及び私の属する世帯全員における滞納状況について、北中城村職員が調査 (照会) することに同意します。また、私の属する世帯全員にあっては私の責任において、必要な調査を受けることについては説明し、了承を得ています。

調査 (照会) の結果、未納付があったときは、補助金が不交付となっても異議ありません。

様式第3号（第6条関係）

様式第3号(第6条関係)

北中下第 号
年 月 日

様

北中城村長 印

北中城村雨水利用促進補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった雨水利用促進補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付決定番号 第 雨 号
- 2 補助金交付決定額 金 _____ 円也
- 3 補助対象工事場所 北中城村字 番地

様式第4号(第6条関係)

様式第4号(第6条関係)

北中下第 号
年 月 日

様

北中城村長 印

北中城村雨水利用促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった雨水利用促進補助金については、下記の理由により不交付とする。

記

(不交付理由)

様式第5号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

北中城村長 殿

(補助決定者)

住所

氏名

印

電話

北中城村雨水利用促進補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた雨水利用促進補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので承認願います。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

(理由)

様式第6号(第8条関係)

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

北中城村長 殿

(補助決定者)

住所

氏名

電話

印

北中城村雨水利用促進補助事業完了報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた雨水利用
施設工事が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 _____ 円也

2 事業完了年月日 年 月 日

様式第7号(第9条関係)

様式第7号(第9条関係)

北中下第 号
年 月 日

様

北中城村長 印

北中城村雨水利用促進補助金交付額確定通知書

平成 年 月 日付けで報告のあった雨水利用促進補助金については、下記のとおりその額を決定したので通知する。

記

金 _____ 円也

様式第8号(第10条関係)
様式第8号(第10条関係)

年 月 日

北中城村長 様

(補助決定者)

住所:

氏名: 印

電話:

北中城村雨水利用促進補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で確定のあった雨水利用促進補助金を
下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金請求額 金 _____ 円也
- 2 補助金の振込先 (※原則として申請者名義の口座)

金融機関名	
支店名	
預金種類	
口座番号	
口座名義	(フリガナ) -----

◆申請者以外の名義へ振込み希望の場合は下の委任が必要です。

【委任状】 補助金の受領を(氏名) _____ ※申請者との続柄()に
委任しますので、上記口座に振り込み願います。
委任者(申請者)氏名 _____ 印

別紙1 (第3条関係)

